

第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画 改定素案 新旧対照表

項番	ページ	改定素案	現行	変更等の理由
1	表紙	<u>ゼロカーボンシティ</u> とうみ ～人と自然がおりなす豊かな暮らし～	<u>低炭素都市</u> とうみ ～人と自然がおりなす豊かな暮らし～	市の方針変更によるため
2	1	<p>1. 計画の趣旨</p> <p>東御市（以下「本市」という。）が、2010（H22）年3月に「東御市地球温暖化対策地域推進計画（以下「第1次計画」と呼ぶ）」を策定してから、<u>約12年</u>が経過しました。</p> <p>本市ではこの間、2013（H25）年度に短期目標が終了したことを受けて中期数値目標の見直しを行ったほか、2016（H28）年度には「第2次東御市環境基本計画」を策定し、再生可能エネルギー・省エネルギーの普及啓発等の地球温暖化対策を推進してきました。<u>2020（R2）年12月には2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「とうみ気候非常事態宣言」を行い、地球温暖化対策を加速させることとしています。</u></p> <p>（省略）</p> <p><u>その後、国においても2021（R3）年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年度までに、温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。</u></p> <p>（省略）</p> <p>一方で、平均気温の上昇、雪氷の融解、台風や大雨による被害、農作物や生態系への影響など、地球温暖化の影響は世界各地で顕在化しています。これらの課題は、一部の団体や事業者だけで解決することはできません。</p>	<p>1. 計画の趣旨</p> <p>東御市（以下「本市」という。）が、2010（H22）年3月に「東御市地球温暖化対策地域推進計画（以下「第1次計画」と呼ぶ）」を策定してから、<u>約10年</u>が経過しました。</p> <p>本市ではこの間、2013（H25）年度には、<u>2012（H24）年度</u>に短期目標が終了したことを受けて中期数値目標の見直しを行ったほか、2016（H28）年度には「第2次東御市環境基本計画」を策定をし、再生可能エネルギー・省エネルギーの普及啓発等の地球温暖化対策を推進してきました。</p> <p>（省略）</p> <p>一方で、平均気温の上昇、雪氷の融解、台風や大雨による被害、農作物や生態系への影響など、地球温暖化の影響は世界各地で顕在化しています。これらの課題は、一部の団体や事業者だけで解決することはできません。<u>また、第</u></p>	策定時（2020年）以降の日本の動向について追記及び市の方針変更によるため

項番	ページ	改定素案	現行	変更等の理由
		<p>※一部削除</p> <p>わたしたちの暮らしや経済活動などから温室効果ガスは排出されるので、市民、事業者、行政の活動すべてが影響しており、その被害は地球規模に広がります。東御市のすべての人々が環境意識を持ち、家庭・地域・市域全体に地球温暖化対策の取り組みを広げていくことで、化石燃料の過剰な使用等がない社会、脱炭素社会へ転換を図っていく必要があります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本市の豊かな自然環境を守り、伝えるため、計画の見直しを行い、2023 (R5) 年度からの新たな方針と施策、目標値を設定しました。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1次計画の各施策の削減目標達成率には大きな差があり、現況にあっていない状態となっています。(詳細は第3章に記載しています)</p> <p>わたしたちの暮らしや経済活動などから温室効果ガスは排出されるので、市民、事業者、行政のすべてが加害者であり、その被害は地球規模に広がります。東御市のすべての人々が環境意識を持ち、家庭・地域・市域全体に地球温暖化対策の取り組みを広げていくことで、化石燃料の過剰な使用等がない社会、低炭素な社会へ転換を図っていく必要があります。</p> <p>このため、以上の社会情勢の変化等を踏まえつつ、本市の豊かな自然環境を守り、伝えるため、計画の見直しを行い、2020 (R2) 年度からの新たな方針と施策、目標値を設定しました。</p> <p>(以下省略)</p>	
3	4	<p>ゼロカーボンシティとうみ</p> <p>人と自然がおりなす豊かな暮らし</p>	<p>低炭素都市とうみ</p> <p>人と自然がおりなす豊かな暮らし</p>	市の方針変更によるため
4	9	<p>(3) 国内の取り組み</p> <p>(省略)</p> <p>さらに、2021年には我が国は2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46.0%減以上とする地球温暖化対策計画が閣議決定され、多くの自治体、企業が脱炭素社会の実現に向けての取組が加速度的に進む機会となりました。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(3) 国内の取り組み</p> <p>(省略)</p> <p>(以下省略)</p>	策定時(2020年)以降の国の動向について追記のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
5	13	表 2-1：地球温暖化に関する年表 <u>世界の動き 2020</u> <u>○COP26</u> <u>・パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、2030 年に向けて野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた</u>	表 2-1：地球温暖化に関する年表	策定時（2020 年）以降の世界の動きについて追記のため
6	13	表 2-1：地球温暖化に関する年表 <u>日本の動き 2020</u> <u>○「日本の NDC（国が決定する貢献）」の地球温暖化対策推進本部決定</u> <u>・脱炭素化に向けての方針を決定する会議体が結成</u>	表 2-1：地球温暖化に関する年表	策定時（2020 年）以降の日本の動きについて追記のため
7	13	表 2-1：地球温暖化に関する年表 <u>日本の動き 2021</u> <u>○地球温暖化対策計画の閣議決定</u> <u>・2030 年に 46%以上の温室効果ガスの削減目標と、2050 年の脱炭素化を目指すことを表明</u>	表 2-1：地球温暖化に関する年表	同上
8	13	表 2-1：地球温暖化に関する年表 <u>世界の動き 2022</u> <u>○COP27</u> <u>・気候変動対策の各分野における取組の強化を求める COP27 全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」と、2030 年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択</u>	表 2-1：地球温暖化に関する年表	策定時（2020 年）以降の世界の動きについて追記のため
9	13	表 2-1：地球温暖化に関する年表 <u>日本の動き 2022</u> <u>○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の開始</u>	表 2-1：地球温暖化に関する年表	策定時（2020 年）以降の日本の動きについて追記のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<u>・脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームの交付金</u>		
10	14	<p>(4) 長野県の取り組み</p> <p>長野県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として、<u>2021年度</u>に地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進するため、「長野県環境エネルギー戦略～<u>第四次</u>長野県地球温暖化防止計画～」を策定しています。この計画においては、<u>2010年度を基準とし、温室効果ガス排出量を2030年度までに60%削減、2050年度までに脱炭素達成</u>を掲げています。</p> <p>(以降省略)</p>	<p>(4) 長野県の取り組み</p> <p>長野県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として、<u>2013年度</u>に地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進するため、「長野県環境エネルギー戦略～<u>第三次</u>長野県地球温暖化防止計画～」を策定しています。この計画においては、<u>1990年度を基準とし、温室効果ガス排出量を2020年度までに10%削減、2030年度までに30%削減、2050年度までに80%削減</u>を掲げています。</p> <p>(以降省略)</p>	県の地球温暖化防止計画の改定によるため
11	15	<p>(4) 長野県の取り組み</p> <p>長野県環境エネルギー戦略～<u>第四次</u>長野県地球温暖化防止県民計画～ 概要</p> <p><u>◇基本目標</u></p> <p><u>社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり</u></p> <p><u>◇政策体系</u></p> <p><u>(1) 徹底的な省エネルギーの推進</u></p> <p><u>(2) 再生可能エネルギーの普及拡大</u></p> <p><u>(3) 総合的な地球温暖化対策</u></p>	<p>(4) 長野県の取り組み</p> <p>長野県環境エネルギー戦略～<u>第三次</u>長野県地球温暖化防止県民計画～ 概要</p> <p><u>◇目的</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・実効性の高い地球温暖化対策</u> <u>・環境エネルギー政策の統合</u> <p><u>◇地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・温室効果ガス排出量、最終エネルギー消費量、最大電力需要、自然エネルギー導入量、自然エネルギー発電設備容量の指標それぞれに目標値を定める</u> 	県の地球温暖化防止計画の改定によるため
12	16	<p>(1) 地形</p> <p>(省略)</p> <p><u>2022 (R4)年11月1日</u>現在の人口は、<u>28,952人</u>で、長野県</p>	<p>(1) 地形</p> <p>(省略)</p> <p><u>2019 (R1)年10月1日</u>現在の人口は、<u>約30,000人</u>で、長</p>	現在の数値に変更のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		で18番目の人口となっています。 (以降省略)	野県で18番目の人口となっています。 (以降省略)	
13	17	(2) 気候 <u>表 3-1：過去5年間の気象状況の推移</u>	(2) 気候 <u>表 3-1：過去5年間の気象状況の推移</u>	現在から5年間の気象状況へ変更のため
14	17	(2) 気候 <u>図 3-3：過去10年間の東御市の日照時間・平均気温の推移</u>	(2) 気候 <u>図 3-3：過去10年間の東御市の日照時間・平均気温の推移</u>	現在から10年間の気象状況へ変更のため
15	18	(3) 土地利用 <u>表 3-2：地目別土地面積の推移</u> <u>※2021年を追加</u>	(3) 土地利用 <u>表 3-2：地目別土地面積の推移</u>	現在の数値を追加のため
16	18	(3) 土地利用 <u>図 3-4：地目別土地面積の推移</u> <u>※2021年を追加</u>	(3) 土地利用 <u>図 3-4：地目別土地面積の推移</u>	同上
17	19	(4) 人口・世帯数 <u>表 3-3：人口・世帯数の推移</u> <u>※2019年度以降の数値を追加</u>	(4) 人口・世帯数 <u>表 3-3：人口・世帯数の推移</u>	2019年以降の数値を追加のため
18	19	(4) 人口・世帯数 <u>図 3-5：人口の推移</u> <u>※2019年度以降の数値を追加</u>	(4) 人口・世帯数 <u>図 3-5：人口の推移</u>	同上
19	19	(4) 人口・世帯数 <u>図 3-6：世帯数及び一世帯当たり人口の推移</u> <u>※2019年度以降の数値を追加</u>	(4) 人口・世帯数 <u>図 3-6：世帯数及び一世帯当たり人口の推移</u>	同上
20	20	(5) 産業 <u>表 3-4：事業所及び従業者数の推移</u> <u>※2018年・2020年の数値を追加</u>	(5) 産業 <u>表 3-4：事業所及び従業者数の推移</u>	2018年・2020年の数値を追加のため
21	20	(5) 産業	(5) 産業	同上

項番	ページ	改定素案	現行	変更等の理由
		<u>図 3-7：事業所及び従業者数の推移</u> <u>※2018年・2020年の数値を追加</u>	<u>図 3-7：事業所及び従業者数の推移</u>	
22	21	(1) 今までの取り組み 東御市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2004年に「東御市役所地球温暖化防止実行計画」を、2010年に第1次計画を策定し、これらの計画により、環境行政を総合的かつ計画的に推進してきました。 ※以降削除	(1) 今までの取り組み 東御市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2004年に「東御市役所地球温暖化防止実行計画」を、2010年に第1次計画を策定し、これらの計画により、環境行政を総合的かつ計画的に推進してきました。 <u>第1次計画については「再生可能エネルギーの導入」、「事業者・市民の活動促進」、「地域環境の整備」、「循環型社会の構築」の4つの分類に従って施策に取り組んでおり、補助金の交付や広報等による普及促進に努めてまいりました。</u> <u>結果、削減量の算出ができる施策についての目標達成率が2018年度末時点で92.7%でしたが、達成率の内訳は500%越えから0%までと実態に合っていない状態でした。特に達成率の大きい再生可能エネルギー分野については災害等による意識の高まりが要因として考えられ、逆に達成率の低い施策については検討の結果実施が困難であるものであったり、周知等が不足していたことが考えられます。</u> <u>当計画では第1次計画を見直すにあたり、実現性の高い施策・目標とします。</u>	これまでの市、県、国の取り組みにより現在(2019年度)の温室効果ガス排出量が算出できているため削除
23	21	(1) 今までの取り組み <u>表 3-5：第1次計画削減目標達成率(2018年度末時点)</u> ※削除	(1) 今までの取り組み <u>表 3-5：第1次計画削減目標達成率(2018年度末時点)</u>	同上
24	21	(2) 温室効果ガス排出量・現況	(2) 温室効果ガス排出量・現況	算定方法変更のため

項番	ページ	改定素案	現行	変更等の理由
		<p>基準年となる 2013 年度の東御市の温室効果ガス排出量は、<u>約 21 万トン-CO2</u> でした。部門別にみると自動車・鉄道が最も多く <u>(約 6.6 万トン-CO2、全体の約 31%)</u>、次いで、<u>業務その他、製造業 (約 29.5%)、家庭 (約 24.5%)</u> の順に排出量が多くなっていました。<u>2019 年度</u>になると、温室効果ガス排出量は<u>約 17.5 万トン-CO2</u> と <u>3.7 万トン</u> だけ減少しました。特に製造業での減少幅が大きくなっており、全体としても減少傾向にあります。一方で、最も排出量の多い部門である自動車・鉄道は、2013 年度から微増している状況です。(表 3-6 参照)</p> <p>※以降削除</p>	<p>基準年となる 2013 年度の東御市の温室効果ガス排出量は、<u>約 30 万トン-CO2</u> でした。部門別にみると自動車・鉄道が最も多く <u>(約 9 万トン-CO2、全体の約 30%)</u>、次いで、<u>商業・事務所・その他 (約 27%)、製造・建設・農林水産 (約 24%)</u> の順に排出量が多くなっていました。<u>2016 年度</u>になると、温室効果ガス排出量は<u>約 29 万トン-CO2</u> と <u>1 万トン</u> だけ減少しました。特に製造・建設・農林水産での減少幅が大きくなっており、全体としても減少傾向にあります。一方で、最も排出量の多い部門である自動車・鉄道は、2013 年度から微増している状況です。(表 3-6 参照)</p> <p><u>次に、近年の二酸化炭素排出量削減実績の推移を示したものが表 3-7 です。製造・建設・農林水産や商業・事務所・その他、森林吸収の達成率は目標を大きく上回りましたが、家庭や自動車・鉄道、廃棄物の項目については目標達成に至っておらず、この項目についての削減のさらなる推進が課題といえます。</u></p>	※詳細は別紙に記載
25	21	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p> <p>表 3-6：東御市の部門別温室効果ガス排出量</p> <p>※全部改定</p>	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p> <p>表 3-6：東御市の部門別温室効果ガス排出量</p>	同上
26	21	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p> <p><u>図 3-8：東御市の部門別温室効果ガス排出量 (推移)</u></p> <p>※削除</p>	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p> <p><u>図 3-8：東御市の部門別温室効果ガス排出量 (推移)</u></p>	同上
27	21	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p> <p><u>図 3-8：東御市の部門別温室効果ガス排出量 (割合)</u></p> <p>※全部改訂及び番号変更</p>	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p> <p><u>図 3-9：東御市の部門別温室効果ガス排出量 (割合)</u></p>	同上
28	21	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p>	<p>(2) 温室効果ガス排出量・現況</p>	同上

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<p><u>表 3-7：市の二酸化炭素排出量の削減実績（中期）</u> <u>※削除</u></p>	<p><u>表 3-7：市の二酸化炭素排出量の削減実績（中期）</u></p>	
29	22	<p>1. 温室効果ガス削減目標</p> <p><u>令和 3 年</u>に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、<u>2030 年度において 2013 年度比 46.0%減</u>の水準にすることとしており、長期的な目標として、2050 年までに<u>脱炭素社会の実現</u>を目指すとしています。</p> <p><u>また</u>、パリ協定では気温上昇を 2℃より十分低く保持すること、1.5℃に抑える努力を追求すること等を目的とし、この目標を達成するよう、主要排出国を含む全ての国が各国の責任として、5 年ごとの約束草案の見直しを行うこととなりました。</p> <p>また、「長野県環境エネルギー戦略～<u>第四次</u>長野県地球温暖化防止県民計画～」では <u>2010 年度比中期目標：2030 年度で 60%削減、長期目標：2050 年度で 100%削減</u>を目指すとしています。</p> <p>本市の温室効果ガス削減目標及び施策は、これらの世界動向等を参照し、我が国の削減目標を<u>踏まえて</u>設定する必要があります。よって、長期目標については、<u>国の目標である 2013 年度比 46.0%を上回る、2013 年度比 50%の削減</u>とし、施策を設定します。</p> <p>なお、短期目標については、長期目標達成に向けて、順調に取り組みを行った場合の <u>2025 年度</u>時点削減量を目標としています。</p>	<p>1. 温室効果ガス削減目標</p> <p><u>平成 28 年</u>に閣議決定された地球温暖化対策計画において、我が国の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、<u>2030 年度において 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）</u>の水準にすることとしており、長期的な目標として、2050 年までに <u>80%の温室効果ガスの排出削減</u>を目指すとしています。</p> <p><u>同時に</u>、パリ協定では気温上昇を 2℃より十分低く保持すること、1.5℃に抑える努力を追求すること等を目的とし、この目標を達成するよう、主要排出国を含む全ての国が各国の責任として、5 年ごとの約束草案の見直しを行うこととなりました。</p> <p>また、「長野県環境エネルギー戦略～<u>第三次</u>長野県地球温暖化防止県民計画～」では <u>1990 年度比短期目標：2020 年度で 10%削減、中期目標：2030 年度で 30%削減、長期目標：2050 年度で 80%削減</u>を目指すとしています。</p> <p>本市の温室効果ガス削減目標及び施策は、これらの世界動向等を参照し、我が国の削減目標に<u>見合ったものを</u>設定する必要があります。よって、長期目標については、<u>国の目標である 2013 年度比 26.0%の削減</u>とし、<u>今までの実績を鑑みて実現可能性の高い</u>施策を設定します。</p> <p>なお、短期目標については、長期目標達成に向けて、順調に取り組みを行った場合の <u>2022 年度</u>時点削減量を目標としています。</p>	<p>政府の目標修正及び県の地球温暖化防止計画の改訂によるため</p>

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
30	22	<p>(1) 基準年</p> <p>本市においては、国の環境基本計画と合わせて2013年度を基準年とします。</p> <p>基準年：2013（平成25）年度 CO2 排出量 <u>212,585 t - CO2</u></p>	<p>(1) 基準年</p> <p>本市においては、国の環境基本計画と合わせて2013年度を基準年とします。</p> <p>基準年：2013（平成25）年度 CO2 排出量 <u>300,249 t - CO2</u></p>	算定方法変更のため
31	22	<p>(2) 削減目標</p> <p>本市においては、以下の削減目標を目指します。</p> <p>短期目標：2025（令和7）年度 基準年比 <u>▲35.0%</u> <u>138,180 t - CO2</u> 削減量 <u>74,405 t - CO2</u></p> <p>長期目標：2030（令和12）年度 基準年比 <u>▲50.0%</u> <u>106,292 t - CO2</u> 削減量 <u>106,293 t - CO2</u></p>	<p>(2) 削減目標</p> <p>本市においては、以下の削減目標を目指します。</p> <p>短期目標：2022（令和4）年度 基準年比 <u>▲13.0%</u> <u>261,217 t - CO2</u> 削減量 <u>39,032 t - CO2</u></p> <p>長期目標：2030（令和12）年度 基準年比 <u>▲26.0%</u> <u>222,184 t - CO2</u> 削減量 <u>78,065 t - CO2</u></p>	算定方法変更及び削減目標の見直しのため
32	23	<p>(1) 現状趨勢(すうせい)ケース</p> <p>現状趨勢ケースとは、新たな地球温暖化対策を行わないで、現在のまま推移したケースのことです。現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、活動量（産業生産量や世帯数など）の増減に伴い変化します。</p> <p>東御市の現状趨勢ケースにおける CO2 排出量は、<u>2025年に166,512t</u>、2030年に <u>162,340t</u> になると推計されています。（表4-1参照）</p> <p><u>産業部門（農林水産業、建設業・鉱業、製造業）は経済成長に伴いCO2排出量は2019年以降は増加傾向にあります、全体としては人口減少が要因となり東御市のCO2排出量は減少傾向にあります。また、2030年度時点で基準年度比▲23.6%の削減となりますが、目標である▲50.0%には</u></p>	<p>(1) 現状趨勢(すうせい)ケース</p> <p>現状趨勢ケースとは、新たな地球温暖化対策を行わないで、現在のまま推移したケースのことです。現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、活動量（産業生産量や世帯数など）の増減に伴い変化します。</p> <p>東御市における現状趨勢ケースにおける CO2 排出量は、<u>2022年に279,009t</u>、2030年に <u>261,575t</u> になると推計されています。（表4-1参照）</p> <p><u>人口がやや減少傾向にあることや、製造・建設・農林水産での削減取り組みなどから東御市のCO2排出量は減少傾向にあり、2030年度時点で基準年度比▲12.9%の削減となりますが、目標である▲26.0%には届きません。よって、目標達成に向けて市民・事業者・市が全体で35ページから</u></p>	算定方法変更のため

項番	ページ	改定素案	現行	変更等の理由
		届きません。よって、目標達成に向けて市民・事業者・市が全体で <u>30 ページ</u> から記載されている施策に取り組みなければなりません。	記載されている施策に取り組みなければなりません。	
33	23	(1) 現状趨勢(すうせい)ケース <u>表 4-1 : 現状趨勢ケースにおける各部門の CO2 排出量推計</u> <u>※全部改定</u>	(1) 現状趨勢(すうせい)ケース <u>表 4-1 : 現状趨勢ケースにおける各部門の CO2 排出量推計</u>	算定方法変更のため ※詳細は別紙に記載
34	24	(2) 対策ケース ① 国の <u>想定している</u> 対策について <u>国立環境研究所の AIM プロジェクトチームが 2021 年 6 月に『2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析』を公開しており、2050 年に向けた各部門の省エネ技術の進歩や電化率を推計しています。(表 4-2 参照)</u> <u>この推計結果を東御市にも反映し、削減の取り組みとして整理します。</u>	(2) 対策ケース ① 国の対策について <u>パリ協定を受けて、わが国は地球温暖化対策計画を策定し、それに基づく様々な取り組みや温室効果ガス削減目標を設定しています。(表 4-2 参照)</u> <u>国の取り組みの中で、本市に影響があるものを表中に示します。</u>	算出項目及び算定方法変更のため
35	24	(2) 対策ケース ① 国の想定している対策について <u>表 4-2 : 国の主な地球温暖化対策一覧</u> <u>※全部改訂</u>	(2) 対策ケース ① 国の対策について <u>表 4-2 : 国の主な地球温暖化対策一覧</u>	同上
36	25	(2) 対策ケース ② 東御市の対策 <u>効果の推計</u> について 施策の削減目標における温室効果ガス排出量を推計するにあたり、 <u>国の施策における各部門分野別の省エネ及び電化設備の割合の指標を適用し、</u> 本市における温室効果ガスの削減量としました。(表 4-3 参照) <u>また、電気の CO2 排出係数に関して、電気事業連合会の</u>	(2) 対策ケース ② 東御市の対策について 施策の削減目標における温室効果ガス排出量を推計するにあたり、 <u>国や県の施策における削減量見込み量を、経済指標ごとの原単位に換算し、本市の経済指標をかけることで、本市における国や県の施策による温室効果ガスの削減量としました。(表 4-3 参照)</u>	算定方法変更のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<u>報告書において2030年度には0.37kg-CO2/kWhまで低減されるという推定値が掲載されており、参考にすることとしました。(表4-4参照)</u>	<u>この見込み量について、すでに本市で取り組みを行っている施策についてはダブルカウントを防ぐため、除外しています。</u> <u>なお、当計画ではわかりやすさを優先し、国の部門名を「産業部門＝製造・建設・農林水産」「業務その他部門＝商業・事務所・その他」、「運輸部門＝自動車・鉄道」と読み替えます。</u>	
37	25	(2) 対策ケース ② 東御市の対策効果の推計について <u>表4-3：本市での温室効果ガス削減指標(推定値)</u> <u>※全部改訂</u>	(2) 対策ケース ②東御市の対策について <u>表4-3：国や県の施策による本市での温室効果ガス削減量推定値</u>	同上
38	25	(2) 対策ケース ② 東御市の対策効果の推計について <u>表4-4：電気のCO2排出係数(推定値)</u> <u>※追加</u>		同上
39	26	(2) 対策ケース ② 東御市の対策効果の推計について <u>図4-1：目標達成に対する削減の考え方と取り組みによる削減の図示</u> <u>※全部改訂</u>	(2) 対策ケース ②東御市の対策について <u>図4-1：目標達成に対する削減の考え方と取り組みによる削減の図示</u>	同上
40	29	4. 各主体の役割 温室効果ガスの削減による <u>脱炭素社会</u> は、私たちが今後も健全に暮らし、また将来へ自然環境等を受け継いでいくためにも必ず実現させなければなりません。 (以降省略)	4. 各主体の役割 温室効果ガスの削減による <u>低炭素社会</u> は、私たちが今後も健全に暮らし、また将来へ自然環境等を受け継いでいくためにも必ず実現させなければなりません。 (以降省略)	市の方針変更によるため
41	30	(1) 再生可能エネルギーの利用促進	(1) 再生可能エネルギーの利用促進	施策追加のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<p>1. 太陽光発電設備の導入 (省略)</p> <p><u>PPA 事業による住宅用太陽光パネル及び住宅用蓄電池の設置</u></p> <p><u><市民></u></p> <p><u>・積極的に導入します。</u></p> <p><u><市></u></p> <p><u>・PPA 事業による太陽光発電システムや住宅用蓄電池の設置を行います。</u></p> <p><u>※追加</u></p>	<p>1. 太陽光発電設備の導入 (省略)</p>	
42	30	<p>1. 太陽光発電設備の導入 (省略)</p> <p><u>公共施設への太陽エネルギー等を利用した再生可能エネルギー設備導入</u></p>	<p>1. 太陽光発電設備の導入 (省略)</p> <p><u>公共施設への太陽光発電システム導入</u></p>	施策名称の変更のため
43	32	<p>(2) 市民・事業者・市による環境活動</p> <p>1. 環境活動・啓発活動 (省略)</p> <p><u>市報等のペーパーレス化の推進</u></p> <p><u><市民・事業者></u></p> <p><u>・電子データや電子メール等での受信を積極的に行います。</u></p> <p><u><市></u></p> <p><u>・市報発行部数を削減する等、ペーパーレス化を推進します。</u></p> <p><u>※追加</u></p>	<p>(2) 市民・事業者・市による環境活動</p> <p>1. 環境活動・啓発活動</p>	施策追加のため
44	32	<p>(2) 市民・事業者・市による環境活動</p>	<p>(2) 市民・事業者・市による環境活動</p>	施策追加のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		1. 環境活動・啓発活動 (省略) <u>オンライン予約・相談の普及</u> <u><市民></u> <u>・積極的に利用します。</u> <u><市></u> <u>・オンライン予約の普及及びオンライン相談を開催しま</u> <u>す。</u> <u>※追加</u>	1. 環境活動・啓発活動	
45	34	(2) 市民・事業者・市による環境活動 4. 次世代自動車等の利用 (省略) 公用車への <u>次世代自動車</u> の導入 (以降省略)	(2) 市民・事業者・市による環境活動 4. 次世代自動車等の利用 (省略) 公用車への <u>エコカー</u> 導入 (以降省略)	施策名称の変更のため
46	34	(2) 市民・事業者・市による環境活動 4. 次世代自動車等の利用 (省略) 事業者への <u>次世代自動車</u> の導入促進 (以降省略)	(2) 市民・事業者・市による環境活動 4. 次世代自動車等の利用 (省略) 事業者への <u>エコカー</u> 導入促進 (以降省略)	同上
47	38	(3) 脱炭素に向けた地域環境の整備 2. 自動車の利用低減の推進 東御市の温室効果ガス排出量で最も多いのが自動車・鉄道であることから、いかに自家用車の利用を減らし、公共交通機関及び自転車等の利用を促進するかが重要といえます。	(3) 脱炭素に向けた地域環境の整備 2. 自動車の利用低減の推進 <u>図 4-3 に示すとおり、2017 年度の輸送機関別輸送量あたり二酸化炭素排出量をみると、自家用自動車は鉄道の約 7 倍、バスの約 2.5 倍と、排出量が多いことがわかります。</u> <u>また、東御市の温室効果ガス排出量で最も多いのが自動</u>	市の取り組みを追記ため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<u>東御市では「東御市地域公共交通計画」を策定し、EVバス等の導入やレンタサイクルの推進、鉄道の利用促進などによる公共交通の課題解決を図るとともに、運輸部門における温室効果ガスの削減に努めます。</u>	車・鉄道であることから、いかに自家用車の利用を減らし、公共交通機関及び自転車等の利用を促進するかが重要といえます。	
48	36	(3) 脱炭素に向けた地域環境の整備 2. 自動車の利用低減の推進 ※削除	(3) 脱炭素に向けた地域環境の整備 2. 自動車の利用低減の推進 図 4-3 : 2017 年度輸送機関別 CO2 排出量	同上
49	36	(3) 脱炭素に向けた地域環境の整備 2. 自動車の利用低減の推進 <u>マイナンバーカードの普及促進</u> <u><市民></u> <u>・マイナンバーカードを積極的に取得します。</u> <u><市></u> <u>・マイナンバーカードの交付率向上に努めます。</u> ※追加	(3) 脱炭素に向けた地域環境の整備 2. 自動車の利用低減の推進	施策追加のため
50	38	(4) 循環型社会の構築 2. 再使用・再生利用の促進 (省略) <u>生ごみリサイクルシステムの推進及び適正な運営</u> <u><市民・事業者></u> <u>・家庭、事業所での出る生ごみの減量化やリサイクルに努めます。</u> <u><市></u> <u>・生ごみの分別回収及び生ごみ処理機の普及を推進します。</u>	(4) 循環型社会の構築 2. 再使用・再生利用の促進 (省略) <u>ごみの減量化の推進</u> <u><市民></u> <u>・食品・物品の購入を行う際、必要な分の購入をするよう努めます。</u> <u><事業者></u> <u>・3010 運動に取り組むほか、ごみの減量化に努めます。</u> <u><市></u>	施策統合のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<p><u>・ダンボール式たい肥化講習会を開催します。</u> ※統合</p>	<p><u>・3010 運動等の食品ロス削減を含めた市内のごみ減量化を推進します。</u> <u>生ごみの堆肥化の推進</u> <u><市民・事業者></u> <u>・家庭、事業所での生ごみの減量化やリサイクルに努めます。</u> <u><市></u> <u>・生ごみの分別回収及び生ごみ処理機の普及を推進します。</u></p>	
51	39	<p>(4) 循環型社会の構築 2. 再使用・再生利用の促進 (省略) <u>ごみの減量、分別、再資源化の推進</u> <u><市民></u> <u>・食品、物品の購入を行う際、必要な分の購入をするよう努めます。</u> <u>・ごみの適正分別を徹底します。</u> <u><事業者></u> <u>・3010 運動に取り組むほか、ごみの減量化に努めます。</u> <u>・ごみの適正分別を徹底します。</u> <u><市></u> <u>・ごみのごみの出し方カレンダーの配布や市報等で、ごみの分別方法や分別の必要性を周知します。</u> ※追加</p>	<p>(4) 循環型社会の構築 2. 再使用・再生利用の促進</p>	施策追加のため
52	39	<p>(4) 循環型社会の構築 2. 再使用・再生利用の促進 (省略)</p>	<p>(4) 循環型社会の構築 2. 再使用・再生利用の促進</p>	同上

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<p>家畜排せつ物堆肥の利用促進</p> <p><事業者></p> <p>・家畜排せつ物を使用した堆肥を積極的に利用します。</p> <p><市></p> <p>・家畜排せつ物を使用した堆肥利用の普及啓発を行います。</p> <p>※追加</p>		
53	39	<p>(4) 循環型社会の構築</p> <p>2. 再使用・再生利用の促進</p> <p>(省略)</p> <p>保育園・学校での環境配慮行動 <u>(SDGs)</u> の実践</p> <p>※名称変更</p>	<p>(4) 循環型社会の構築</p> <p>2. 再使用・再生利用の促進</p> <p>(省略)</p> <p>保育園・学校での環境配慮行動の実践</p>	施策名称の変更のため
54	42～47	<p>地球温暖化対策・施策総括表</p> <p>※全部改定</p>	地球温暖化対策・施策総括表	施策名及び目標値の修正によるため
55	48	<p>1. 推進体制</p> <p>(1) 庁内推進体制</p> <p>(省略)</p> <p>●東御市環境推進委員会の役割</p>	<p>1. 推進体制</p> <p>(1) 庁内推進体制</p> <p>(省略)</p> <p>●東御市庁内地球温暖化対策推進委員会の役割</p>	委員会名の変更に伴い変更のため
56	51 ～ 52	<p>資料1 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画策定の経緯</p> <p>※元号を記載</p> <p>※見直しにおける経過を追加</p>	資料1 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画策定の経緯	元号及び見直しにおける経過を追加するため
57	53	<p>東御市環境審議会委員名簿</p> <p>※最新の名簿へ変更</p>	東御市環境審議会委員名簿	委員変更のため
58	54	東御市地球温暖化対策地域推進協議会委員名簿	東御市地球温暖化対策地域推進協議会委員名簿	同上

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		※最新の名簿へ変更		
59	55 56	資料2 諮問・答申 ※見直しにおける諮問・答申内容へ変更	資料2 諮問・答申	諮問・答申内容変更のため
60	57～58	資料3 パブリックコメント ※見直しにおけるパブリックコメント結果へ変更	資料3 パブリックコメント	見直しにおけるパブリックコメントを実施するため
61	59	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 東御市の温室効果ガス排出量の現況推計は、次のよう 行っています。 ※以降削除	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 東御市の温室効果ガス排出量の現況推計は、次のよう 行っています。 <u>なお、当計画ではわかりやすさを優先し、各部門の分け 方は国と同様ですが、「産業部門＝製造・建設・農林水産」 「業務その他部門＝商業・事務所・その他」、「運輸部門＝ 自動車・鉄道」と読み替えます。</u>	算定方法変更のため
62	59	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【農林水産業】 <u>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁) の長野県データから、農林水産業のCO2排出量を、「従業 員数」(平成26年経済センサス 基礎調査)を使って按分 農林水産業 CO2 排出量(東御市) = Σ農林水産業の CO2 排出量(長野県) × 農林水産業の市内従業員数 / 農林水産 業の県内従業員数</u>	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【製造・建設・農林水産】(産業部門) <u>環境省ホームページで公開されている「積上げ法による 排出量算定支援ツール」を使用しています。資源エネルギ ー庁ホームページで公開されいてる「エネルギー消費統 計」「石油等消費動態統計」、環境省ホームページで公開さ れている自治体排出量カルテ」等のデータを基にして算定 しています。</u>	同上
63	59	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【建設業・鉱業】 <u>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁) の長野県データから、建設業・鉱業全体の CO2 排出量を、 「市内従業員数」(平成26年経済センサス 基礎調査)を</u>	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【商業・事務所・その他】(業務その他部門) <u>環境省ホームページで公開されている「積上げ法による 排出量算定支援ツール」を使用しています。市内の各施設 の床面積や経済産業省ホームページで公開されている「商</u>	同上

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<p><u>使って按分</u></p> <p><u>建設業・鉱業 CO2 排出量 (東御市) = Σ建設業・鉱業 CO2 排出量 (長野県) × 建設業・鉱業の市内従業員数 / 建設業・鉱業の県内従業員数</u></p>	<p><u>業統計調査」等のデータを基にして算定しています。</u></p>	
64	59	<p>資料4 温室効果ガス排出量の算定方法</p> <p><u>【製造業】</u></p> <p><u>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、製造業の CO2 排出量を、「市内製品出荷額」(工業統計)を使って按分</u></p> <p><u>製造業 CO2 排出量 (東御市) = Σ製造業の CO2 排出量 (長野県) × 市内製品出荷額 (東御市) / 県内製品出荷額 (長野県)</u></p>	<p>資料4 温室効果ガス排出量の算定方法</p>	同上
65	59	<p>資料4 温室効果ガス排出量の算定方法</p> <p><u>【業務その他】</u></p> <p><u>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、産業標準分類に基づく業務他(第三次産業)の CO2 排出量を、「市内従業員数」(平成26年経済センサス 基礎調査)を使って按分</u></p> <p><u>業務その他部門 CO2 排出量 (東御市) = Σ業務その他 CO2 排出量 (長野県) × 業務その他の市内従業員数 / 業務その他の県内従業員数</u></p>	<p>資料4 温室効果ガス排出量の算定方法</p>	同上
66	59	<p>資料4 温室効果ガス排出量の算定方法</p> <p><u>【家庭】</u></p> <p><u>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、家庭の CO2 排出量を、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省)</u></p>	<p>資料4 温室効果ガス排出量の算定方法</p> <p><u>【家庭】(家庭部門)</u></p> <p><u>環境省ホームページで公開されている「積上げ法による排出量算定支援ツール」を使用しています。総務省統計局で集計している「家計調査年報」や電気・ガス会社提供の</u></p>	同上

項番	ページ	改定素案	現行	変更等の理由
		<u>を使って按分</u> <u>家庭部門 CO2 排出量 (東御市) = 家庭の CO2 排出量 (長野県) × 市内世帯数 / 県内世帯数</u>	<u>データ等を基にして算定しています。</u>	
67	60	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【自動車】 <u>「自動車燃料消費量調査」(国土交通省) の長野県データから、「自動車保有台数」(長野県市区町別自動車登録車数) て按分</u> <u>自動車 CO2 排出量 (東御市) = Σ長野県の車種別燃料消費量 × 市内車種別自動車保有台数 / 県内車種別自動車保有台数 × 燃料別 CO2 排出係数</u>	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【自動車・鉄道】(運輸部門) <u>自動車: 環境省ホームページにて公表されている「市町村別自動車交通量 CO2 排出テーブル」の東御市の排出量を使用しています。</u> <u>鉄道: 東日本旅客鉄道株式会社「CSR 報告書」の CO2 排出量に基づいて、東御市分の排出量を推定しています。</u>	同上
68	60	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【一般廃棄物】 <u>「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省) から、クリーンセンターにおけるプラスチック類等の割合 (ごみ組成分析結果) より焼却分を算定したのち、固形分割合、排出係数を乗じて算出</u>	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【廃棄物】 <u>東部クリーンセンターのごみ焼却量等の資料を用いて算定しています。</u>	同上
69	60	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法 【森林吸収】 <u>東御市の森林面積と森林 1ha 当たりの CO2 吸収量 (2.65t-CO2/ha・年) を乗じて算出した。</u> <u>森林吸収量 (東御市) = 東御市の森林面積 (5677ha) × 2.65t-CO2/ha・年</u>	資料4 温室効果ガス排出量の算定方法	同上
70	61	<u>資料5 温室効果ガス削減量の算定方法</u> <u>※全部改定</u>	<u>資料5 温室効果ガス削減量の算定方法</u>	施策名及び目標値の変更によるため
71	64	資料6 用語集	<u>資料5 温室効果ガス削減量の算定方法</u>	用語追加のため

項番	ページ	改定素案	現 行	変更等の理由
		<p><u>PPA : 「Power Purchase Agreement (電力販売契約)」の略で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社 (PPA 事業者) が設置した太陽光発電設備で発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。</u></p> <p>※追加</p>		

表 3-6 : 東御市の部門別温室効果ガス排出量

【改定素案】

部門	2013年度（基準年）		2019年度（現状）		増減率 %
	排出量 t-CO2	構成比 %	排出量 t-CO2	構成比 %	
農林水産業	8,840	4.2	5,850	3.3	33.8
建設業・鉱業	1,732	0.8	1,484	0.8	14.3
製造業	62,664	29.5	43,131	24.6	31.2
業務その他	33,362	15.7	27,869	15.9	16.5
家庭	52,175	24.5	43,362	24.7	16.9
自動車・鉄道	66,573	31.3	66,886	38.2	-0.5
廃棄物	2,284	1.1	1,736	1.0	24.0
森林吸収	-15,044	-7.1	-15,044	-8.6	0.0
合計	212,585	100.0	175,274	100.0	17.6

【現行】

部門	2013年度（基準年）		2016年度（現状）		基準年度比 増加率
	排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	
製造・建設 農林水産	72,167	24.0%	60,730	21.1%	-15.8%
商業・事務所 その他	81,924	27.3%	82,158	28.6%	0.3%
家庭	56,024	18.7%	54,388	18.9%	-2.9%
自動車・鉄道	89,843	29.9%	89,972	31.3%	0.1%
廃棄物	291	0.1%	271	0.1%	-6.9%

【変更等の理由】

現計画と比較し、改定素案における算定手法は、環境省が示す「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」において、中核市未満の自治体の標準的手法に位置づけられ、かつ、近隣自治体（上田・小諸・佐久）においても同様の手法を採用しており、広域的な観点から本市の状況を把握するため。

また、独自手法を活用しないことにより、市職員でも市内における二酸化炭素排出量が算出することができ、計画の進捗を管理しやすくするため。

※中核市とは地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市であり、人口が概ね20万人以上の市を指します。

変更箇所：(1) 現状趨勢(すうせい)ケース

表 4-1：現状趨勢ケースにおける各部門の CO2 排出量推計

【改定素案】

部門	【基準年】 2013 年度	【現在】 <u>2019 年度</u>	【短期目標時】 <u>2025 年度</u>	【長期目標時】 2030 年度
農林水産業	<u>8,840</u>	<u>5,850</u>	<u>5,920</u>	<u>5,980</u>
建設業・鉱業	<u>1,732</u>	<u>1,484</u>	<u>1,502</u>	<u>1,517</u>
製造業	<u>62,664</u>	<u>43,131</u>	<u>43,651</u>	<u>44,090</u>
業務その他	<u>33,362</u>	<u>27,869</u>	<u>26,002</u>	<u>25,068</u>
家庭	<u>52,175</u>	<u>43,362</u>	<u>40,457</u>	<u>39,004</u>
運輸	<u>66,573</u>	<u>66,886</u>	<u>62,405</u>	<u>60,164</u>
廃棄物	<u>2,284</u>	<u>1,736</u>	<u>1,619</u>	<u>1,561</u>
森林吸収	<u>-15,044</u>	<u>-15,044</u>	<u>-15,044</u>	<u>-15,044</u>
合計	<u>212,585</u>	<u>175,274</u>	<u>166,512</u>	<u>162,340</u>

【現 行】

部門	【基準年】 2013 年度	【現在】 <u>2016 年度</u>	【短期目標時】 <u>2022 年度</u>	【長期目標時】 2030 年度
製造・建設 農林水産	<u>72,167</u>	<u>60,730</u>	<u>57,330</u>	<u>54,276</u>
商業・事務所 その他	<u>81,924</u>	<u>82,158</u>	<u>79,903</u>	<u>73,075</u>
家庭	<u>56,024</u>	<u>54,388</u>	<u>54,749</u>	<u>51,833</u>
自動車・鉄道	<u>89,843</u>	<u>89,972</u>	<u>86,765</u>	<u>82,143</u>
廃棄物	<u>291</u>	<u>271</u>	<u>262</u>	<u>248</u>
合計	<u>300,249</u>	<u>287,519</u>	<u>279,009</u>	<u>261,575</u>

【変更等の理由】

基準年等の温室効果ガス排出量の算定方法の変更によるため。

改定素案における推計方法は、製造業を除き、現計画と同じく人口減少のみを加味した推計方法を採用しているが、製造業については経済成長に伴い、温室効果ガスが増加するため、経済成長率を加味した推計方法とした。

変更箇所 : (2) 対策ケース ② 東御市の対策効果の推計について

表 4-3 : 本市での温室効果ガス削減指標 (推定値) 表 4-3 : 国や県の施策による本市での温室効果ガス削減量推定値

【改定素案】

項目		2018年 (基準年)	2025年 (推計値)	2030年 (推計値)	2050年 (国の指定値)
産業部門	省エネ向上率%	＝	2.0	6.0	27.0
	電化設備の割合 %	20.0	22.0	24.0	34.0
業務その他	省エネ向上率%	＝	4.0	15.0	51.0
	電化設備の割合 %	54.0	56.0	60.0	93.0
家庭	省エネ向上率%	＝	4.0	15.0	53.0
	電化設備の割合 %	51.0	52.0	56.0	74.0
運輸 (自動車)	省エネ向上率%	＝	4.0	8.0	76.0
	電化設備の割合 %	2.0	4.0	8.0	62.0

【変更等の理由】

現計画では国等の施策において、東御市に影響があると思われるものを抜粋し、推定値を算出していたが、改定素案では、国において明確に示されている各部門における省エネ向上率及び電化設備の割合並びに電気におけるCO2排出係数により算出することとした。

【現行】

—	経済指標名称	国等の施策 (当市に影響があるもの)			東御市における推定値	
		削減目標量 (万トン-CO2)	経済指標 (H27)	削減見込 原単位	経済指標 (H27)	削減量 (トン-CO2)
製造・建設・ 農林水産	製造品出荷額 (億円)	2,846.23	3,131,286	9.09	1,194	10,853
商業・事務所・ その他	延床面積 (千㎡)	3,456.51	1,869,000	18.49	524	9,699
家庭	世帯数 (千世帯)	1,276.90	53,403	239.11	12	2,875
自動車・鉄道	車両保有台数 (千台)	847.70	75,388	112.45	27	2,999
廃棄物	ゴミの直接焼却量 (千t)	214.40	33,423	64.15	5	310
森林吸収量	森林面積 (千ha)	696.00	24,373	285.56	6	1,571
エネルギー転換 部門	電力需要実績 (MWh)	6,242.80	760,805,942	0.08	202,947	16,653
合計	＝	15,580.54	＝	＝	＝	44,959